

「北九州発！新商品創出事業」実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日北九産地中 第 406 号

(目的)

第 1 条 本要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、標記事業の実施に必要な基本的事項を定める。

2 本事業は、新商品による新たな事業分野への開拓を図る中小企業者（以下「新商品創出事業者」という。）を公募する。新商品創出事業者として市長が認定し、その事業者の生産する新商品の調達機会を拡大し、販路開拓を支援することで、本市の産業振興に資することを目的とする。

(新商品要件)

第 2 条 この要綱において「新商品」とは、次のすべての事項を満たす商品であること。ただし、医薬品類や食品類、動物類、試作段階のものを除く。

(1) 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 3 の 2 第 1 項各号に該当する「新規性・独創性」、「有益性」、「公益性」、「実現可能性」を満たすと認められる物品であること。

(2) 新商品創出事業者が生産する商品であること。

(3) 以下のいずれかの公的支援を受けた商品であること。

ア 北九州市中小企業技術開発振興助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

イ 新成長戦略推進研究開発事業に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

ウ 北九州市環境未来技術開発助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

エ 北九州エコプレミアム産業創造事業において選定された商品

オ 北九州市建設リサイクル資材認定制度において選定された商品

カ 北九州市オンリーワン企業創出事業において認定された商品

キ 経営革新計画の承認を受けて生産する商品

ク 国の機関あるいは福岡県の研究開発助成金の決定を受けて開発を行った商品

ケ 上記ア～クに類すると認められる商品

(4) 市の機関において用途が見込まれ、かつ市の機関での購入実績の無いこと。

(5) 申請の時点が、商品の販売を開始してから概ね 5 年以内にあること。

(6) 北九州市グリーン調達方針に適合する商品であること。

(7) 関係法令に適合していること。

(申請者要件)

第 3 条 この要綱による申請ができる者は、次に掲げる要件に該当する事業者

とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有し、原則として引き続き 1 年以上事業を営む者。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により 2 分の 1 を超えて保有されていないこと。または、出資金額が 2 分の 1 を超えて中小企業者以外の会社に属していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号 以下この条において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱に該当する者でないこと。

（申請）

第 4 条 認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、北九州発！新商品創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める様式により、市長に申請するものとする。

- (1) 新商品の生産の目標
- (2) 新商品の内容
- (3) 新商品の生産の実施時期
- (4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請事業者は、申請の際、以下各号の附属書類を添付する。

- (1) 直近の営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）、株主名簿または出資者名簿とその比率が分かるもの
- (2) 定款及び登記簿謄本のコピー（定款が無い場合は類するもの）
- (3) その他新商品に関する資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (4) 市税の納付証明書
- (5) 役員等名簿（役員の氏名、読み仮名、生年月日を明記）
- (6) 暴力団排除等に関する誓約書

(認定基準)

第5条 申請事業者から提出された実施計画は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 第2条及び第3条に定める内容に合致するものであること。
- (2) 前条第1項各号の新商品の生産に関する計画が確実に実施しうるものであること。
- (3) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。
- (5) 市長が認定するにふさわしいものであること。

(事業者の認定)

第6条 市長は、申請事業者の申請した実施計画が第5条に定める認定基準に適合すると認めるときは、その申請事業者を新商品創出事業者（以下「被認定事業者」という。）として認定する。

- 2 市長は、第1項の規定により申請事業者を認定し、又は認定をしないことを決定したときは、すみやかにその旨を申請事業者に通知する。
- 3 第1項で定める認定の期間は、市長が被認定事業者に対して認定の通知をした日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。但し、期間内に購入されず且つ需要が予測される場合は1年延長する。この延長は最大2回までとする。

(実施計画の変更)

第7条 被認定事業者は、実施計画について新商品の生産目標、内容、生産の実施時期又は生産の実施方法を変更しようとするときは、実施要領に定める実施計画変更届けにより、市長に届け出なければならない。

(実施計画の中止)

第8条 被認定事業者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、実施要領に定める事業中止届により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、被認定事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画（第7条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合
- (2) 第5条に定める認定基準に適合しなくなった場合
- (3) 不正な手段により認定を受けた場合
- (4) 法令違反等不正な行為があったと認められた場合
- (5) 指名停止等の措置を受けるなど、市長が認定することがふさわしくないと認められる場合

- 2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、すみやかにその旨を

当該事業者に通知する。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が発生したときは、当該事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、必要があるときは、被認定事業者に対して実施計画についての報告を求め、又は新商品について実地の調査をすることができる。

(評価検討会の設置)

第11条 上記の第6条から第10条までの認定に係る意見を聴取するために評価検討会を設置する。

(新商品の購入)

第12条 市は、物品の購入等を行うに当たり、被認定事業者が生産する新商品の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努める。

2 市長は前項の調達努力を図るため、市役所及び企業局の調達部門を集めた「新商品利活用促進連絡会議」を設置し、新商品の性能、品質、価格等の情報の周知と潜在需要の把握に努める。

(公表)

第13条 市は本事業に関する情報の一部を北九州市契約規則に基づき公表する。

(被認定事業者の責務)

第14条 被認定事業者は、市が新商品を購入した場合、その効果を定期的に計測し実施要領に定める様式にて報告する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。